2　安全・安心な生活環境の保全

□ 現状と課題

全国の傾向と同様に、本県でも高度経済成長に伴い、工場等の周辺における大気汚染や水質汚濁、悪臭などの産業型公害が発生し、特に、工業化が進んだ八戸地域では、ぜん息などの健康被害をもたらす大気汚染が発生しましたが、公害関係法令の整備、監視・規制の強化、公害防止施設の整備などにより、状況の改善が進みました。

近年には、生活様式の多様化や都市化の進展、自動車の普及などによる都市・生活型公害が顕在化しましたが、最近では、本県の大気や土壌、臭いや静けさといった生活を取り巻く環境については、概ね良好な状態で保たれています。

県民生活を取り巻く環境の安全・安心を維持していくため、環境汚染などによる環境負荷の低減を引き続き図っていく必要があります。

(1) 大気環境の保全

① 大気汚染を防止し、環境基準※1を達成します。
② 悪臭のない良好な大気環境を保全します。

(2) 静けさのある環境の保全

① 騒音・振動に関する環境基準の達成・維持を図ります。
② 生活環境における不快な騒音・振動を防止します。
③ 地域の良好な音環境の保全を推進します。

(3) 地盤・土壌環境の保全

① 地盤沈下を防止します。
② 有害物質による土壌や地下水の汚染を防止します。
③ 土壌汚染区域の把握と適切な浄化を推進します。

(4) 化学物質対策の推進

① 環境中の化学物質の実態把握に努めます。
② 化学物質の移動や使用・排出、廃棄などにおける適切な管理と環境リスクの低減を推進します。

(5) オゾン層保護・酸性雨※2対策の推進

① オゾン層破壊物質の回収・破壊を推進します。
② モニタリングの実施により酸性雨の影響の把握に努めます。

(6) 公害苦情・紛争処理の推進

① 公害苦情や公害紛争に対する適切かつ迅速な対応に努めます。

(7) 環境放射線対策の推進

① 環境モニタリング※3等の充実により、原子力施設周辺地域住民の安全・安心を確保します。

※1　環境基準…人の健康の保護や生活環境の保全を図る上で維持されることが望ましい基準として、国や地方公共団体が定める環境保全行政上の目標のこと。法律又は条例によって、大気、水質、土壌、騒音・振動、ダイオキシン類などの環境基準が定められている。

※2　酸性雨…工場、事業場などから排出されるばい煙や自動車の排出ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中での化学変化によって酸性物質となり、雲や降水に取り込まれ、地上に降下するpH5.6以下の雨のこと。ヨーロッパでは森林衰退、建造物や文化財などへの影響が確認されている。

※3　環境モニタリング…原子力施設周辺における空間の放射線量を測定したり、環境試料として農畜産物や土壌などの陸上試料、さらに海産生物、海水や海底土などの海洋試料について、放射能分析測定・評価を行うことをいう。

原子力施設の周辺住民などの健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線によって周辺住民などが受ける線量が年線量限度（１ミリシーベルト）よりも十分低くなっていることを確認するために実施している。

□ モニタリング指標

指標名	単位	指標の説明
大気環境基準達成率 ＜光化学オキシダントを除く。＞	%	大気環境の保全状況を表す指標です。

大気環境基準達成率＜光化学オキシダントを除く。＞

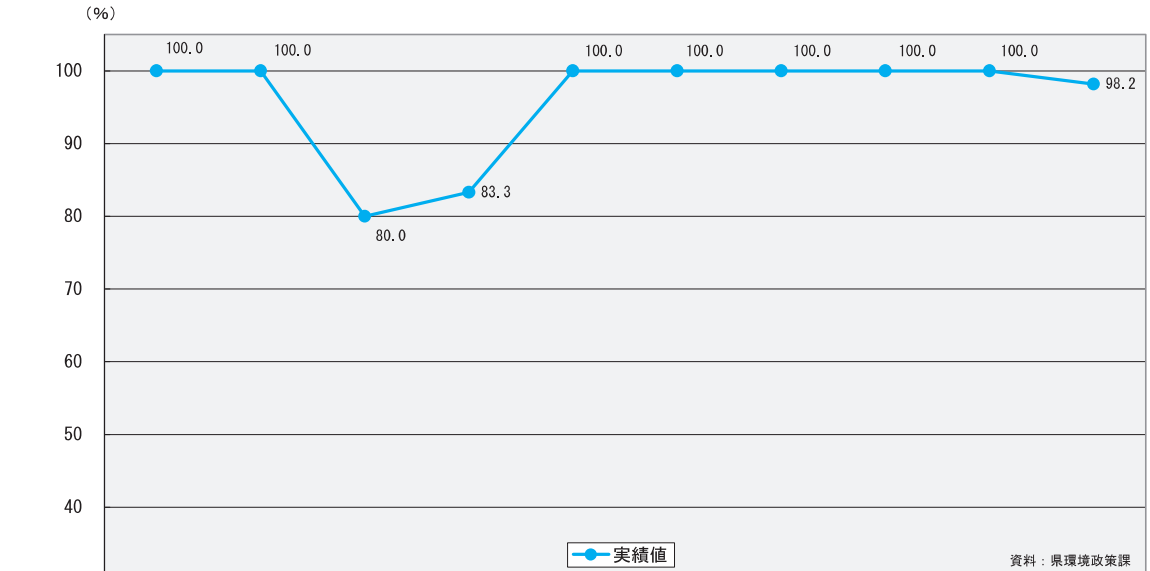

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績値	100.0	100.0	80.0	83.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.2

指標名	単位	指標の説明
自動車騒音の環境基準達成率	%	環境基準が設定されている地域における自動車騒音の環境基準達成率です。

自動車騒音の環境基準達成率

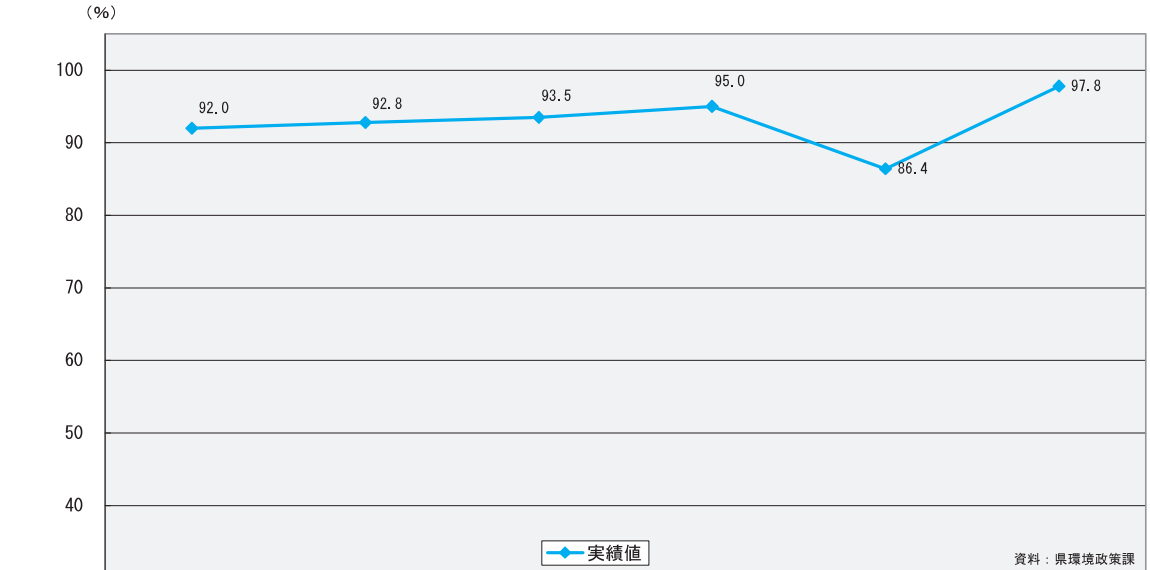

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績値	92.0	92.8	93.5	95.0	86.4	97.8

指標名	単位	指標の説明
ダイオキシン類の環境基準達成率	%	環境中（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌）のダイオキシン類汚染状況を示す指標です。

ダイオキシン類の環境基準達成率

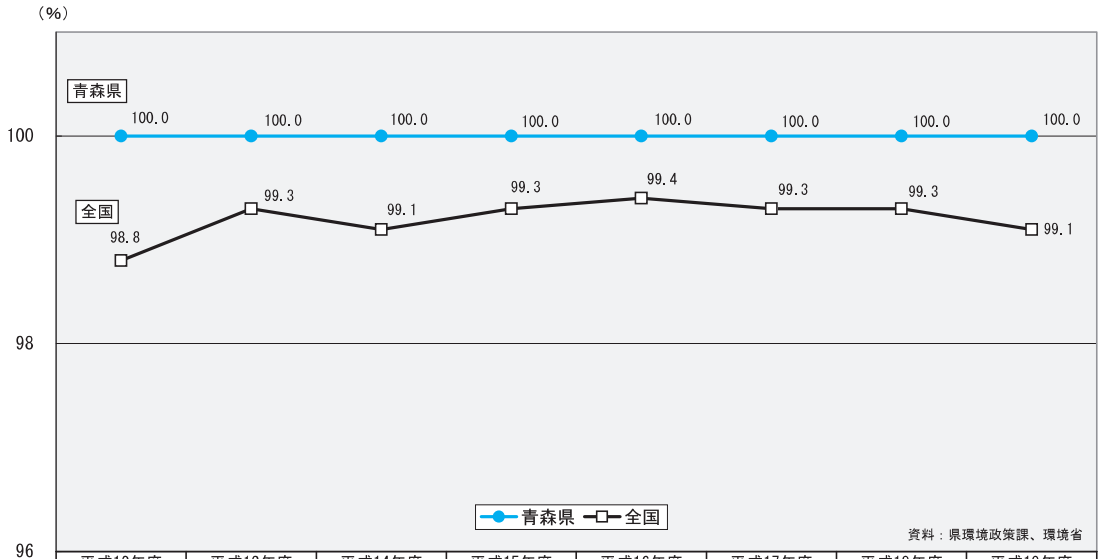

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
青森県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全国	98.8	99.3	99.1	99.3	99.4	99.3	99.3	99.1

指標名	単位	指標の説明
公害苦情処理件数	件	市町村及び県の各環境管理事務所において直接処理された公害苦情の件数であり、公害苦情の処理状況を示す指標です。

公害苦情処理件数

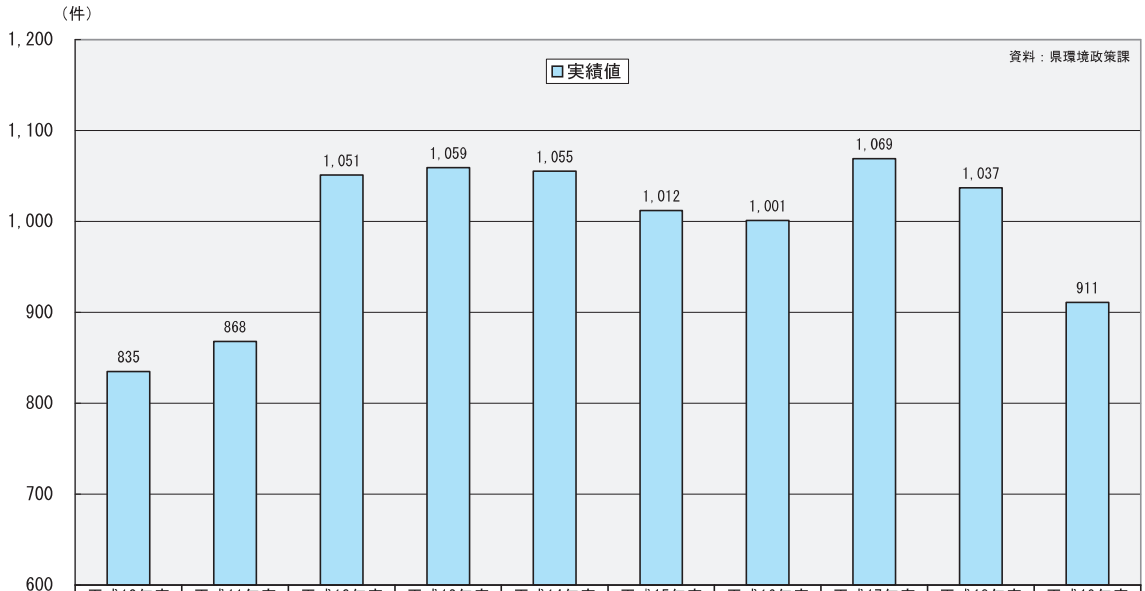

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実績値	835	868	1,051	1,059	1,055	1,012	1,001	1,069	1,037	911

(1) 大気環境の保全

□ 現状と課題

大気汚染は、燃料や廃棄物の燃焼など人の社会・経済活動によって生じた硫黄酸化物※1や窒素酸化物※2、浮遊粒子状物質※3などが原因となって引き起こされ、人の健康などに影響を与えます。

本県では昭和40年代に大規模工場などが多数立地する八戸市において、大気汚染が原因となった健康被害が発生しましたが、公害防止計画の策定や各種対策により改善が図られました。

現在の県内の大気環境は概ね環境基準を達成しており、良好な状態にあるものの、引き続き、大気汚染防止法に基づく常時監視や発生源となる施設への立入検査・指導を通じて、大気汚染の発生を防止する必要があります。

光化学オキシダント※4は、環境基準の超過が見られますが、本県の場合、春季に県内全域で高い濃度が観測されていることから、成層圏オゾン※5の沈降やアジア大陸からの越境汚染の影響が考えられています。

また、稲わらの焼却については、水田へのすき込みや耕畜連携等による稲わらの有効利用が進んだことにより、徐々に改善が図られているものの、依然として局地的に発生していることから、関係市町村と連携しながら、わら焼防止対策を推進していくことが必要です。

※1　硫黄酸化物…硫黄が酸化された物質の総称で、ＳＯｘ（ソックス）ともいう。主な大気汚染物質として二酸化硫黄、三酸化硫黄がある。石油や石炭などの化石燃料の燃焼により発生し、大気中の水分と結合すると硫酸ミストとなって酸性雨の原因となる。強酸性で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

※2　窒素酸化物…窒素が酸化された物質の総称で、ＮＯｘ（ノックス）ともいう。主な大気汚染物質として一酸化窒素、二酸化窒素がある。窒素酸化物は光化学スモッグの発生原因となるほか、人体の中枢神経系や呼吸気道、肺などに障害を与える。

※3　浮遊粒子状物質…大気中に浮遊している粒子状の物質で、物の破砕・選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼等により生成する。このうち、粒径１０μｍ以下のものを浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）、粒径２．５μｍ以下のものを微小粒子状物質（ＰＭ２．５）と呼び、環境基準が定められている。

※4　光化学オキシダント…工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される酸化性物質の総称のこと。目やのどの痛み、倦怠感、頭痛等を引き起こす。

※5　成層圏オゾン…オゾンは、地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしているが、地表付近では窒素酸化物と炭化水素が紫外線により光化学反応を起こすことによって光化学オキシダントを発生させる。

□ 施策の概要

① 大気汚染を防止し、環境基準を達成します。

② 悪臭のない良好な大気環境を保全します。

□ 施策の展開方向

① 大気環境の常時監視や大気中の有害大気汚染物質・重金属類の実態調査等を実施し、大気汚染の状況を把握します。【環境政策課】

② ばい煙及び粉じん関連施設への立入検査やばい煙測定の実施など大気汚染物質の発生源に対する規制指導を適切に実施するとともに、公害防止協定の締結・運用により大気汚染物質の排出抑制を推進します。【環境政策課】

③ 自動車税のグリーン化※6やグリーン購入※7の推進及び適切な情報提供を通じて低公害車・次世代自動車の普及を推進します。【税務課、環境政策課】

④ アスベスト※8使用建築物の解体作業など特定粉じん排出等作業への立入検査やアスベストに係る大気モニタリングを実施し、環境大気へのアスベストの飛散防止を図ります。【環境政策課】

⑤ 光化学オキシダントなど大気汚染物質の濃度の上昇などにより、大気の汚染に関する緊急事態が発生した場合には、青森県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、注意報の発令等の緊急時の措置を迅速かつ適切に実施します。【環境政策課】

⑥ 農地へのすき込みや耕畜連携等による稲わらの有効利用の促進を図るとともに、生活環境の保全の視点を含めた普及啓発活動を通じて、わら焼き防止対策を推進します。【環境政策課、食の安全・安心推進課】

⑦ 家畜排せつ物の適正処理及び利用促進など、悪臭の発生源対策を推進します。【畜産課】

※6　自動車税のグリーン化…地球環境を保護する観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする税制上の特別措置。

※7　グリーン購入…商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

※8　アスベスト…保温・耐火材として用いられる繊維状の鉱物で、材質が柔軟で磨耗や熱に強く、様々に加工できる。用途はボイラーやスチーム暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ・クラッチ、建築材、石油ストーブの芯など約3,000種に及ぶ。体内に滞留した石綿が要因となって肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすことがある。石綿。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 稲わらの焼却防止や有効利用に関する啓発 ◎ 悪臭の発生源に対する立入検査及び指導 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 低公害車の率先使用
県　　民	◎ 低公害車の使用
事 業 者	◎ 大気汚染や悪臭防止に関する法令の遵守 ◎ 燃料・原料の転換や設備の改善による大気汚染物質の排出抑制 ◎ 地方公共団体や地域住民との公害防止協定の締結と協定事項の遵守 ◎ 低公害車の使用 ◎ 建築物や工作物の解体等工事現場におけるアスベストの飛散防止
農 業 者	◎ 稲わらの有効利用による焼却防止 ◎ 家畜排せつ物の適正処理と悪臭拡散防止措置
大学等の研究機関	◎ 大気汚染物質に関する調査研究

⑵ 静けさのある環境の保全

□ 現状と課題

騒音・振動は、自動車や道路交通、鉄道、航空機が発生源となるほか、工場・事業場、建設作業などから発生しています。

本県における騒音の状況については、自動車騒音については、「騒音規制法第17条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」の限度値を超えた地点はありませんが、航空機騒音や鉄道騒音については、一部地域で環境基準の超過が生じています。

騒音・振動に関する公害苦情の件数は、徐々に減少している状況にありますが、騒音・振動は、地域住民の静穏な生活の妨げや精神的な苦痛の原因となったり、振動が大きい場合は人の健康に対する影響だけでなく、壁のひび割れなどの物的被害を生じることがあることから、市町村などの関係機関と連携し、実態把握と適切な対応に努めていく必要があります。

また、環境省が選定した「残したい日本の音風景100選」に、本県から「八戸港・蕪島のウミネコ」、「小川原湖畔の野鳥」、「奥入瀬の渓流」、「ねぶた祭・ねぷたまつり」が選ばれており、地域の良好な音環境を保全していく必要があります。

□ 施策の概要

① 騒音・振動に関する環境基準の達成・維持を図ります。
② 生活環境における不快な騒音・振動を防止します。
③ 地域の良好な音環境の保全を推進します。

□ 施策の展開方向

① 自動車騒音の常時監視を実施するとともに、鉄道騒音、航空機騒音の調査を実施し、騒音の状況を把握します。【環境政策課】
② 特定工場・事業場や特定建設作業に対する監視や立入検査・指導等を通じて適切な騒音・振動防止対策を推進します。【環境政策課】
③ 関係機関との連携・協力により、深夜早朝の営業騒音、拡声器騒音等の近隣騒音の防止を推進します。【環境政策課】
④ 自動車騒音・道路交通振動を軽減するため、道路整備にあたっては交通振動等に強い構造となるよう配慮します。【道路課】
⑤ 低周波音※1に関する情報収集、知見の集積に努めます。【環境政策課】
⑥ 野鳥の声や清流のせせらぎ、祭り囃子（ばやし）など、地域の良好な音環境の保全を推進します。【環境政策課】

※1　低周波音…人間の耳には聞き取りにくい低い周波数領域の空気の圧力変動であり、建具類のがたつき等の物理的現象や、睡眠妨害や頭痛、めまいなどの心身への影響を生じる場合があり、近年は風力発電施設から発生する低周波音が問題とされることがある。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 騒音規制法・振動規制法に基づく騒音・振動の発生源への適切な規制措置 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 地域の特色ある音環境の保全
県　　民	◎ 生活騒音についての近隣への配慮
事 業 者	◎ 騒音・振動規制関係法令の遵守 ◎ 騒音・振動の軽減につながる施設・設備などの導入・整備

(3) 地盤・土壌環境の保全

□ 現状と課題

地盤沈下は、地下水の過剰揚水や重量のある構造物の建設などによって引き起こされ、地域の建造物に損壊などの被害をもたらすなど、生活環境に様々な影響を与えます。

本県の地盤環境については、過去に青森地域や八戸地域において規模の大きな地盤沈下が発生しましたが、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向を示しています。

土壌汚染は、事業活動に伴って排出された有害物質や鉱山排水に含まれる重金属、廃棄物の不法投棄などに引き起こされ、一度汚染された土壌の浄化には多額の費用を要し、地下水を通じて汚染が拡散する場合があるなど、人の健康や動植物の生息・生育に大きな影響を与えます。

本県における土壌汚染は、過去に銅やヒ素による農用地の汚染が一部地域で確認されたものの、既に対策が完了しています。また、一部の休廃止鉱山では、重金属を含む坑廃水※1の処理事業が実施されており、坑廃水による鉱害は確認されていません。

健康な土壌は、人の健康・生態系の保全にとって重要であり、さらに安全・安心な農産物を生産する最も重要な基盤となることから、重金属類や有機塩素化合物、農薬などによる土壌汚染の未然防止と実態把握を進めていくことが必要です。

※1　坑廃水…金属鉱山の操業に伴って排出される廃水のことで、操業停止後や閉山後も排出される場合がある。一般的に強酸性で重金属を含み、下流域の農業生産に影響を及ぼすことから、環境への影響が発生しないよう中和処理が行われている。

□ 施策の概要

① 地盤沈下を防止します。
② 有害物質による土壌や地下水の汚染を防止します。
③ 土壌汚染区域の把握と適切な浄化を推進します。

□ 施策の展開方向

① 地盤沈下地域における沈下量や地下水位などの現況を把握します。【環境政策課】
② 森林における水源のかん養機能の保全を推進します。【林政課】
③ 事業場等における有害化学物質の適切な管理と排出抑制を推進します。【環境政策課】
④ 土壌汚染対策を推進するとともに、土壌汚染が確認された場合には、汚染拡散防止措置や浄化措置が適切に講じられるよう、土壌汚染の原因者及び土地所有者等に対する必要な指導・規制を講じます。【環境政策課】
⑤ 休廃止鉱山における坑廃水処理施設・設備を適切に保守・管理し、坑廃水処理事業を円滑に進めます。【工業振興課】
⑥ 農薬や化学肥料の使用の低減を図る環境にやさしい農業を推進します。【食の安全・安心推進課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 地下水の適正利用の推進 ◎ 水源かん養機能の保全 ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進
県　　民	◎ 家庭での農薬や化学肥料の適正使用 ◎ 生活排水の適正処理
事 業 者	◎ 地下水の適正利用 ◎ 有害物質が地下に浸透しないような適切な管理 ◎ 敷地内の土壌の汚染状況の把握と汚染等の情報の公開
農 業 者	◎ 地下水の適正利用 ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践

(4) 化学物質対策の推進

□ 現状と課題

私たちの日常生活や事業活動は、化学物質の多くの有益性によって支えられていますが、環境中への漏出や蓄積によって、人の健康や生態系に影響を及ぼすことあります。

中でも、ダイオキシン類※1については、廃棄物の焼却炉からの発生が社会問題となったことから、平成12年１月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、本県においても大気中や公共用水域などにおけるダイオキシン類の汚染状況の調査を継続してきたほか、事業者の自主測定を促すなどの取組を推進してきました。

化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減していくため、環境中の化学物質の実態把握を進めていく必要があるほか、化学物質の移動や使用、排出、廃棄などにおける適切な管理や化学物質に関する情報共有と理解の促進を通じて、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていく必要があります。

※１　ダイオキシン類…ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類と呼び、炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられるような過程で自然にできてしまう副生成物。
塩素の数や付く位置によって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の異性体がある（これらのうち毒性があるとみなされているのは29種類。）。

□ 施策の概要

① 環境中の化学物質の実態把握に努めます。

② 化学物質の移動や使用・排出、廃棄などにおける適切な管理と環境リスクの低減を推進します。

□ 施策の展開方向

① 環境中のダイオキシン類の汚染状況の実態把握と結果の公表を進めます。【環境政策課】

② 廃棄物焼却炉等に係る事業者によるダイオキシン類の自主測定義務の遵守を指導するとともに、基準超過者に対しては適切な対応を指導します。【環境政策課】

③ ＰＲＴＲ（ピーアールティーアール）制度※2やＭＳＤＳ（エムエスディーエス）制度※3の普及を通じて化学物質の移動、排出、保管及び廃棄等における適切な管理と化学物質による環境リスクの低減を推進します。【環境政策課】

④ 食品中の残留農薬検査を実施するとともに、農薬の安全かつ適正な使用に向けて指導等を行います。【保健衛生課、食の安全・安心推進課】

⑤ ゴルフ場や公園、住宅地等における農薬の適正使用や飛散防止を推進します。

【環境政策課、食の安全・安心推進課】

※２　ＰＲＴＲ制度…化学物質の管理システム。ＰＲＴＲ（Pollutant Release and Transfer Register）とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組み。

※３　ＭＳＤＳ制度…事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質またはそれを含有する製品を他の事業者に譲渡または提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報（ＭＳＤＳ:化学物質等安全データシート）を事前に提供することを義務付ける制度。

取引先の事業者からＭＳＤＳの提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学物質について必要な情報を入手し、化学物質の適切な管理に役立てることをねらいとし、平成１３年１月から「化学物質排出把握管理促進法」のもと運用が始まった。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 住民に対する化学物質の環境リスクの啓発 ◎ 公園等における農薬の適正使用 ◎ 廃棄物処理施設の適切な維持管理
県　　民	◎ 化学物質に関する環境リスクへの理解促進 ◎ ごみの野外焼却の防止
事 業 者	◎ 廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類の自主測定 ◎ 化学物質の適正な管理と使用・排出抑制 ◎ ＰＲＴＲ制度に基づく化学物質の排出量等の適切な把握・報告 ◎ 化学物質に関する住民とのリスクコミュニケーション※4活動
農 業 者	◎ 農薬の適正な保管・使用、飛散防止
環境保全団　　体	◎ 化学物質に関する住民と事業者のリスクコミュニケーション活動への支援
大学等の研究機関	◎ 化学物質による環境への影響に関する調査研究

※4　リスクコミュニケーション…環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、産業、行政などが共有し、意見交換を通じて意志の疎通と相互理解を図ること。

⑸ オゾン層保護・酸性雨対策の推進

□ 現状と課題

自然界に存在しない人工物であるフロン類※1は、冷蔵庫などの冷媒や精密部品の洗浄剤、スプレーの噴射剤などに用いられてきましたが、フロン類が大気中に放出されると上空の成層圏まで上昇し、オゾン層を破壊することが分かりました。オゾン層の破壊は、地上に到達する有害な紫外線の増加をもたらし、人の健康や動植物の遺伝子に悪影響を及ぼすおそれがあることから、生産の全廃に向けた取組や回収・破壊に関する国際的な枠組が定められました。

我が国でも、フロン回収・破壊法や自動車リサイクル法などの関係法令が整備され、本県でもフロン類の適正な回収・処理に向けた取組が進められているものの、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏洩が懸念されています。

酸性雨は、工場の排煙や自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等が原因となって生じ、建造物の劣化や森林などの植生への悪影響などを招きます。

我が国では、大気汚染防止対策により、原因物質の排出削減が進んできましたが、酸性雨の原因となる大気中の硫黄酸化物は、国境を越えて広がっている可能性があることから、酸性雨の実態と影響について把握を進める必要があります。

※1　フロン類…フロンは、冷蔵庫やエアコンディショナーなどの冷媒、半導体などの洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきたが、一部のフロンがオゾン層破壊の原因となっている。また、フロンに代わる冷媒として開発された代替フロンも地球温暖化の原因となることが明らかになっており、これらを総称してフロン類としている。

□ 施策の概要

① オゾン層破壊物質の回収・破壊を推進します。

② モニタリングの実施により酸性雨の影響の把握に努めます。

□ 施策の展開方向

① フロン類の回収と破壊を促進するため、冷蔵庫や冷凍庫、空調機器、自動車などフロン類が用いられている製品等の適切な廃棄手続について周知を図ります。【環境政策課】

② フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の登録制度を適切に運用するとともに、必要に応じて立入検査や指導等を実施し、業務用冷凍空調機器や自動車からのフロン類の確実な回収を推進します。【環境政策課】

③ 県民や事業所に対する普及啓発を通じて、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏えい防止を推進します。【環境政策課】

④ グリーン購入への取組などを通じてノンフロン製品の普及を推進します。【環境政策課】

⑤ 酸性雨の実態と影響を把握するため、国と連携しながら県内におけるモニタリングを継続的に実施します。【環境政策課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ オゾン層保護に関する普及啓発 ◎ 家電リサイクル法の住民への周知 ◎ フロン類を含まない機器・製品の率先使用
県　　民	◎ フロン類を含まない機器・製品の使用 ◎ 家電リサイクル法等に基づく使用済の冷蔵・冷凍機器や自動車の適正な引き渡し
事 業 者	◎ フロン類を含まない機器・製品の使用 ◎ 家電リサイクル法等に基づく使用済の冷蔵・冷凍機器や自動車の適正な引き渡し ◎ 冷蔵・冷凍機器、自動車からのフロン類の放出防止
環境保全団　　体	◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する意識啓発
学校等の教育機関	◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する環境教育・学習の推進
大学等の研究機関	◎ 酸性雨の実態や影響に関する調査研究

⑹ 公害苦情・紛争処理の推進

□ 現状と課題

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの公害に関する苦情への対応は、地域の生活環境を保全する上で重要であり、苦情の内容に応じて、関係機関や地域住民等との協力・連携のもとに適切かつ迅速に対応していくことが求められます。

また、公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、原則として紛争当事者からの申請に基づき、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図っています。

□ 施策の概要

① 公害苦情や公害紛争に対する適切かつ迅速な対応に努めます。

□ 施策の展開方向

① 公害苦情に対しては、市町村等の関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応に努めます。

【環境政策課】

② 公害紛争が発生した場合には、公害紛争処理法に基づく青森県公害審査会によるあっせん、調停及び仲裁手続を活用するなど、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。

【環境政策課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 公害紛争処理制度に関する住民への周知

(7) 環境放射線対策の推進

□ 現状と課題

本県では、六ヶ所村において原子燃料サイクル施設の建設・操業が進められているほか、東通村では東通原子力発電所の運転が開始されています。また、旧原子力船「むつ」に係る固体廃棄物などがむつ市の日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所で保管・管理されています。

県では、地域住民をはじめ県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、これらの施設周辺で環境放射線等モニタリングを実施し、調査結果を「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」等で検討・評価した後、公表してきました。

引き続き、環境放射線などのモニタリングを適切に行うとともに、施設への立入調査など安全協定の厳正な運用を行い、県民の安全・安心の確保を図っていく必要があります。

また、大間原子力発電所（大間町）や使用済燃料中間貯蔵施設（むつ市）の建設が予定されていることから、事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備していく必要があります。

□ 施策の概要

① 環境モニタリング等の充実により、原子力施設周辺地域住民の安全・安心を確保します。

□ 施策の展開方向

① 環境放射線モニタリングを継続的に実施し、その結果を公表します。【原子力安全対策課】

② 原子力施設に係る安全協定の厳正な運用を図り、協定に基づく定期報告や立入検査、現地確認等を実施します。【原子力安全対策課】

③ 原子力施設の建設や事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備します。【原子力安全対策課】

□ 各主体に期待される役割

立　地 市 村 等	◎ 環境放射線などのモニタリング結果の周知 ◎ 安全協定に基づく立入検査の実施など協定内容の厳正な運用
県　民	◎ 原子力施設の安全対策に関する知識の習得とその注視
事 業 者	◎ 環境放射線などのモニタリングと結果の公表、積極的な情報公開 ◎ 安全協定の厳正な遵守と協定に基づく定期報告の実施 ◎ 原子力施設の建設や操業の進捗状況に応じた監視体制の整備 ◎ 環境放射線に関する広報の充実